

毎月の上限額は、加入者が70歳以上かどうかや、加入者の所得水準によって分けられます。

また、70歳以上の方には、外来だけの上限額も設けられています。

<70歳以上の方の上限額>

所得世帯区分		ひと月の上限額（世帯ごと）	
		外来(個人ごと)	
現役並み	Ⅲ 年収約1,160万円～ 標報83万円以上／課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000)×1% <多数回該当 140,100円(※2)>	
	Ⅱ 年収約770万円～約1,160万円 標報53万円以上／課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000)×1% <多数回該当 93,000円(※2)>	
	Ⅰ 年収約370万円～約770万円 標報28万円以上／課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000)×1% <多数回該当 44,400円(※2)>	
一般	年収156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等 (※1)	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 <多数回該当 44,400円(※2)>
住民税 非課税等	Ⅱ 住民税非課税世帯 (※3)	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) (※3)		15,000円

<69歳以下の方の上限額>

所得世帯区分		ひと月の上限額（世帯ごと）
ア	年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円+(医療費-842,000)×1% <多数回該当 140,100円(※2)>
イ	年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円+(医療費-558,000)×1% <多数回該当 93,000円(※2)>
ウ	年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円+(医療費-267,000)×1% <多数回該当 44,400円(※2)>
エ	～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円 <多数回該当 44,400円(※2)>
オ	住民税非課税者	35,400円 <多数回該当 24,600円(※2)>

(※1) 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書き所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

(※2) 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

(※3) 70歳以上で所得世帯区分が住民税非課税世帯の方については、**限度額適用・標準負担額減額認定証**を申請してください。

(※4) 70歳以上で所得世帯区分が現役並み所得の方については、**限度額適用認定証**を申請してください。（ただし現役並みⅢの方は、限度額適用認定証は発行されません。）